

訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ニ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算	

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

【色分けルール】

・水色→新設

・黄色又は赤字→変更

・灰色→廃止

通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(「事業対象者」、「支援1」、「支援2(週2回程度利用)」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1		1,672単位	1,672	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割				55単位	55	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2		3,428単位	3,428	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割				113単位	113	1日につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	1月につき
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6011	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ 2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 2			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ 2		運動機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	フ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000加算		
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の12/1000加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算		タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,428単位		2,400	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			113単位		79	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(「要支援2で週1回程度利用」の場合)

小樽市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1221	通所型サービス22	イ 通所型サービス費(独自)		1,672単位		1,672	1月につき	
A6	1222	通所型サービス22日割			55単位		55	1日につき	
A6	6126	通所型サービス同一建物減算22	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合				376単位減算	-376	1月につき
A6	5020	通所型生活向上グループ活動加算2	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算		100		
A6	5012	通所型サービス運動器機能向上加算2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算		225		
A6	6129	通所型サービス若年性認知症受入加算2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算		240		
A6	6120	通所型サービス栄養アセスメント加算2	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算		50		
A6	5013	通所型サービス栄養改善加算2	ヘ 栄養改善加算		200単位加算		200		
A6	5014	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ2	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5021	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ2			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	5016	通所型複数サービス実施加算Ⅰ21	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5017	通所型複数サービス実施加算Ⅰ22				運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5018	通所型複数サービス実施加算Ⅰ23				栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5019	通所型複数サービス実施加算Ⅱ2		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5015	通所型サービス事業所評価加算2	リ 事業所評価加算		120単位加算		120		
A6	6022	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22	ヌ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算	88		
A6	6128	通所型サービス提供体制加算Ⅱ22			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位加算	72		
A6	6124	通所型サービス提供体制加算Ⅲ22			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位加算	24		
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ2	ル 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ21			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ22				運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ2	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20単位加算	20	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5単位加算	5	
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算2	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算		40	1月につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	8014	通所型サービス22・定超	イ 通所型サービス費(独自)	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8015	通所型サービス22日割・定超		55単位		39	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	9014	通所型サービス22・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	1,672単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9015	通所型サービス22日割・人欠		55単位		39	1日につき

※「事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は通所型サービス共通のコードを使用するため、通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(「事業対象者」、「支援1」、「支援2(週2回程度利用)」の場合)を参照

介護予防ケアマネジメント 費用コード

費用コード		費用コード名称		単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメント(イ)	(イ)	438	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメント・初回加算(ロ)	(イ)+(ロ)	738	
AF	1005	介護予防ケアマネジメント・委託連携加算(ハ)	(イ)+(ハ)	738	
AF	1006	介護予防ケアマネジメント・初回加算・委託連携加算	(イ)+(ロ)+(ハ)	1,038	

※予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画となるので、「介護予防サービスコード」を使用